○厚生労働省告示第百八十二号

労 働 号 厚 大 \mathcal{O} 生 労 臣 規 定 が 働 定 12 大 基 8 臣 る づ が 者 き、 定 を 8 次 厚 る 生 \mathcal{O} 介 労 ょ 護 う 働 医 に 大 療 定 院 臣 \Diamond が を 開 定 平 設 8 成 る で きる者 三十 介 護 年 医 兀 療 院 平 月 成 を 開 \equiv 日 + 設 カン 年 5 で 厚 き 適 る 生 用 す 者 労 る。 第 働 + 省 告 号 示 第 \mathcal{O} 規 百 定 八 + 12 基 号) づ き 第 厚 + 生

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 介 護 医 療 院 を 開 設 で きる者 第 + __ 号 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8

る者

号 厚 生 \mathcal{O} 労 厚 働 生 労 大 働 臣 大 が 臣 定 が \Diamond る 别 12 介 定 護 \Diamond 医 る 療 者 院 は を 開 次 設 に で きる 撂 げ 者 る 者 平 とす 成三 る + 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 百 八 + 号) 第 +

げ 又 並 る は び 平 者 成 診 に を 療 運 三 + 営 除 所 \mathcal{O} に 年 開 関 兀 設 す 月 者 る ___ 基 日 厚 準 カ 生 5 平 亚 労 成三十 成三 働 大 +臣 年 六 が 年三 定 厚 生 \Diamond 月三 労 る 介 働 + 護 省 令 医 療 第 日 院 五. ま 号) を で 開 \mathcal{O} 間 附 設 で 則 に き 第 介 る 護 者 条 医 第 に 療 規 院 ___ 号 定 \mathcal{O} カン す 人 員、 る 5 第 転 換 施 十 を 設 号 ま 行 及 で う び 病 設 に 院 備 掲

設 備 亚 成 並 び + に 八 年 運 七 営 に 月 関 --- す 日 る か 基 5 亚 潍 成三 平 . 成 + + 年 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 月 年 厚 $\overline{+}$ 生 省 令 日 第 ま 几 で + \mathcal{O} 号) 間 12 附 介 則 護 第 老 十三 人 保 条 健 に 施 規 設 定 \mathcal{O} す 人 る 員 転 換 施 を 設 行 及 てド 0

十号までに掲げる者を除く。)